

盛徳寺 個別供養墓 使用規則

第1条（目的）

「盛徳寺個別供養墓使用規則」（以下「本規則」という）は宗教法人盛徳寺（以下「当山」という）が運営・管理する「個別供養墓」（以下「本廟」という）の使用及び管理が適切かつ円滑に行われることを目的とし、使用者は本規則をお守りください。

第2条（管理者）

本廟の管理は、当山の代表役員である住職が行うこととします。

第3条（埋蔵）

本廟には、当山が許可した焼骨以外の埋蔵はできません。

第4条（法要及び永代供養）

供養は当山が、施食会（4/17）に責任を持って執り行います。埋蔵された遺骨は当山が永代に亘り供養いたします。

第5条（宗旨宗派及び礼拝等）

本廟は、宗教、宗旨、宗派を問わず使用できますが、本規則の運営の趣旨に賛同された方に限ります。ただし、使用において当山の墓地内で管理者の許可を得ない宗教行為を行うことはできません。当山の墓地内で法要をご希望される場合は、当山が当山の宗旨作法により承ります。尚、塔婆は本廟の集合塔婆立てを使用することとします。

第6条（使用期限）

本廟は、契約より33回忌を使用期限とし、契約金は別途定めます。

第7条（改葬・分骨・彫刻）

1. 納骨後は、当山の承諾を得たうえ、法的な対処を経なければ、他の場所への改葬、または分骨をすることはできません。
2. 本廟に設置する銘板に使用者の氏名（家名）を彫刻します。一旦彫刻した使用者の氏名は、削除または訂正することができません。追加彫刻に際しては、別途彫刻料がかかります。

第8条（期限到来後のご遺骨）

第6条の使用期限到来後であっても、別に定める契約金を納付することにより、50回忌まで継続使用することができます。継続使用を希望される場合は使用期限到来に先立つ2ヶ月前までに管理者に相談してください。継続使用を希望されない場合には、使用期限到来後、盛徳寺永代供養塔に合葬埋蔵のうえ、当山が永代に亘り供養を行います。合葬埋蔵したご遺骨は個人の特が不可能な為、返還はできません。期限到来前または期限到来に際しご遺骨の返還をご希望する場合には、使用者が改葬の手続きを行うこととします。なお、ご遺骨を返還する場合でも契約金の返還はしません。

第9条（申込）

本廟の使用を希望する方は、住所・電話等の連絡先が記載された所定の墓地使用申込書を管理者に提出のうえ、所定の契約金を納付してください。本廟は本条に定める申込手続きを経て、当山の使用許可を得た方が使用できます。住所・電話等の変更があった場合には、直ちに変更の内容を当山へ届け出てください。なお、使用承諾書交付後は、契約金は一切返還しません。

第10条（埋葬者の制限）

申込書に記載された以外の者は、埋葬することができません。但し、管理者の承諾を得、所定の手続きを経たときは埋葬することができます。

（裏面に続く）

第 11 条（禁止事項）

本廟は次の事項が禁止されています。

1. 本廟使用者が、その権利を第三者に譲渡または転貸または担保にすること。
2. 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、大きな声量で曹洞宗が日常唱える以外の経文あるいは題目の読誦など、本廟への迷惑行為。
3. 墓地に関する法律その他の法規に違反する行為。

第 12 条（使用承諾の取り消し）

1. 次の項目に該当する場合には、管理者は本廟の使用区画の使用承諾を取り消す事ができます。
 - ① 第 11 条に違反したとき。
 - ② 使用者が許可を得た目的以外に本廟を使用したとき。
 - ③ その他、本規則に違反したとき。
 - ④ 本廟の使用者として、当山及び他の使用者の迷惑になるような行為を行ったとき。
 - ⑤ 使用者が暴力団員、暴力団関係企業社員、反社会勢力、その他これらに準ずる者であることが判明した場合で、かつ、管理者が本廟の使用を不適切と判断したとき。
2. 使用者は使用区画の使用承諾の取り消しを受けてから 3 ヶ月以内にその責任で使用区画を現状に復しなければなりません。遺骨についても 3 ヶ月以内に改葬し、現状に復するものとします。
3. 管理者が使用区画の使用承諾を取り消したときでも、受領済みの契約金、その他費用等は、全て返還しません。

第 13 条（使用区画の返還）

前条第 1 項により使用権消滅後、前項第 2 項に定める期間を経過したにもかかわらず原状復帰ならびに遺骨の改葬がなされない場合、管理者は 1 年間を保管期間とし、ご遺骨を本廟使用者に通告することなく保管することができることとします。保管期間が経過したにもかかわらず、使用者によるご遺骨の引き取りがなされない場合、管理者は盛徳寺永代供養塔に合葬埋蔵することとします。使用者は、合葬埋蔵がなされた場合は、管理者に対しご遺骨の返還を要求することはできないものとします。

第 14 条（使用者の放棄）

使用者が使用権を放棄するときは、その旨書面をもって届け出るものとします。その場合、既納の契約金は返還いたしません。

第 15 条（免責事項）

天災地変等の不可抗力、その他当山の責に帰しない事由による損害、第三者による加害行為によって生じた被害については、当山及び管理者はその責任を負いません。

第 16 条（通知及び掲示）

1. 使用者に連絡すべき事項は、使用者の届け出た住所に通知することとします。また当山に掲示することとします。
2. 使用者が届け出た住所に通知が到達しない場合、前項の掲示の日から 2 週間を経過したときをもって、その通知は使用者に到達したものとします。

第 17 条（規約に定めがない場合）

本規約に定めがない場合は、法的に定めるところによるほか、その都度管理者が勘案して決めます。

第 18 条（規則の改正等）

法令の改正・その他より、本廟の管理に不都合が生じたとき、本規則を改正することがあります。

付則 令和 6 年 2 月 18 日より施行する。